

「不正競争行為」についての考え方の変更点

< 転得者Dについて >

- 1 . **不正な経緯を知らずに（善意で）取得したデータの使用については、「不正競争行為」としない。**
【図：⑦'を削除】

従前（第7回小委員会）の案

事後的に不正な経緯を知った（悪意に転じた）後の使用については、不正競争行為とする。ただし、従前の権原の範囲での使用については、適用除外とする。

- 2 . **不正な経緯を知らないことについて重過失がある場合は、「不正競争行為」としない。**
【図： 、 、 '】

従前（第7回小委員会）の案

不正な経緯について悪意の場合だけでなく、知らないことについて重過失がある場合も不正競争行為とする。

- 3 . **不正な経緯を知って（悪意で）取得する行為を、「不正競争行為」とする。** 【図： 】

< 権原のある者Cについて >

- 4 . **図利加害の目的を持って使用する行為のうち、横領・背任に相当すると評価される行為に限り、「不正競争行為」とする。** 【図： 】

従前（第7回小委員会）の案

著しい信義則違反の態様で、図利加害の目的を持って、使用する行為を不正競争行為とする。